

平成27年4月改訂

大規模建設工事等に係る産業廃棄物 アセスメントの手引き

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

大規模建設工事等施工者の産業廃棄物アセスメントの実施義務

【条例】

第27条 一の建設工事等で、当該建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるもの（以下「大規模建設工事等」という。）の施工者（以下「大規模建設工事等施工者」という。）は、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等に係る産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等に関する事前の予測並びに当該予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討（以下「産業廃棄物アセスメント」という。）を実施しなければならない。

2 大規模建設工事等施工者は、規則で定めるところにより、前項の規定により実施した産業廃棄物アセスメントの結果を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出をした大規模建設工事等施工者に対し、当該届出に係る産業廃棄物アセスメントの内容について必要な指導又は助言を行うことができる。

4 大規模建設工事等施工者は、大規模建設工事等が完了した日から90日以内に、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等を知事に届け出なければならない。

【規則】

第15条 条例第27条第1項の建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるものは、床面積1000平方メートル以上の建築物解体工事とする。

第16条 条例第27条第1項の規定による産業廃棄物アセスメントは、別記様式第9号に必要な事項を記載して行わなければならない。

2 条例第27条第2項の規定による産業廃棄物アセスメントの結果の届出は、別記様式第10号により行わなければならない。

3 条例第27条第4項の規定による大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等の届出の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

産業廃棄物アセスメントの手順例

*いずれの過程においても最終処分量をできるだけ少なくするという目標を念頭に置いて進めてください。

第1 工事において発生する廃棄物の量の予測

予測は、原単位による方法や過去の実績等から推定する方法もありますが、当該設計内容や工事仕様から当該工事内容を的確に把握し、十分な事前調査を行うことにより、できるだけ正確に予測することを原則とします。なお、予測にあたっては発生抑制も念頭おきつつ、工法等の具体的な選定をし、発生量の予測を行います。

解体工事の場合は、設計図書等解体物に関する資料を入手するとともに、現地調査を行い、発生する廃棄物の種類を把握しその量を予測します。その際、解体後の廃棄物の分別を容易にするために事前に撤去・除去すべきものの抽出を行うとともに、具体的な解体手順や解体工法を決定します。

第2 廃棄物の処分方法等の検討

第1で発生が予測された建設廃棄物について、その処理方法の検討を行います。処理方法の検討は、基本的に再生利用を優先させ、以下の順に行います。

- ①発生する廃棄物をそのまま、あるいは分別することにより有価物として売却できるものを、廃棄物として排出しようとしていないか。
- ②発生する廃棄物をそのまま、あるいは分別することにより再生利用できるものを、廃棄物として排出しようとしていないか。
- ③現場での中間処理（再生処理）により、再生利用できないか。
- ④再資源化を行っている中間処理業者に処理委託することにより、再資源化できないか。
- ⑤減量化を行っている中間処理業者に処理委託することにより減量化できないか。なお、①～⑤のいずれも困難な場合は、埋立基準に従って埋立処分を行うこととなります。

廃棄物の種類別には次のような検討手順が考えられます。

廃棄物の種類	検討手順
コンクリート塊	①再資源化を行っている中間処理業者への委託 ②現場内再生利用
アスファルト塊	①再資源化を行っている中間処理業者への委託 ②現場内再生利用

木くず	①再資源化を行っている中間処理業者への委託 ②焼却による減量化
金属くず	①鉄くず回収業者へ売却 ②破砕後埋立処分
廃プラスチック類	①再資源化を行っている中間処理業者への委託 ②焼却による減量化 ③破砕後埋立処分
ガラスくず及び陶磁器くず	①再資源化を行っている中間処理業者への委託 ②破砕後埋立処分
紙くず	①古紙回収業者へ売却 ②焼却による減量化
繊維くず	①古繊維回収業者へ売却 ②焼却による減量化
混合廃棄物	①統合型の中間処理業者（1つ又は複数の中間処理等の許可を持ち、分別や再生処理による資源化や減量化を総合的に行っている業者）等への委託 ②破砕後焼却あるいは埋立処分

以上により、建設廃棄物の種類毎に発生量、減量化量、再生利用量、最終処分量を把握します。

なお、委託した廃棄物についての減量化量、再生利用量、最終処分量については、原則として、処理委託する廃棄物について残さとして発生する量の予測値を委託しようとする処理業者に直接確認する方法により行ってください。

ただし、当該廃棄物について最終処分される量がわからない場合は、当該処理業者の最近の一定期間内における平均的な値を用いることとします。

最終処分量の算出

廃棄物の種類毎に次式により最終処分率を算出します。

$$\text{最終処分率 (\%)} = \frac{(\text{発生量} - (\text{減量化量} + \text{再生利用量}))}{\text{発生量}} \times 100$$

第3 県への報告

ここまでの検討結果を別紙記載例1により県に報告します。

第4 廃棄物管理計画等の作成及び着工

具体的な施工計画、廃棄物管理計画等を作成し、それに基づいて工事を行います。

第5 進行管理

廃棄物管理計画等に従って廃棄物管理が計画通りに行われているかどうかを常にチェックします。

第6 工事完了後の結果のまとめ

工事における廃棄物の処理等が計画通りかつ適正に行われたかどうかを自己評価するとともに、マニフェスト等で確認した実際の発生量や処理実績を集計処理し、最終処分率の実績値が計画と比較してどうであったかを自己分析します。計画を下回った場合には、その原因とその対策について検討を行います。また、発生量等の予測や処理等が計画通りにいかなかった点についても、次回の工事に生かせるよう必要な検討を行い、当該工事全般についての総括をしておきます。

第7 県への報告

工事等が完了した日から90日以内に別紙記載例2により県に報告します。

アセスメント評価届出書及び実績報告書の提出先及び問い合わせ先

●提出先（岐阜市域を除く）

振興局等	工事場所
岐阜地域環境室 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁内 TEL 058-272-1111	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、 本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、 本巣郡（北方町）
西濃県事務所環境課 〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内 TEL 0584-73-1111	大垣市、海津市、養老郡（養老町）、 不破郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡 （神戸町、輪之内町、安八町）
揖斐県事務所環境課 〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合 庁舎内 TEL 0585-23-1111	揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町）
中濃県事務所環境課 〒501-3756 美濃市生櫛 1 6 1 2 - 2 中濃総合 庁舎内 TEL 0575-33-4011	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所環境課 〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1 可茂総合庁舎内 TEL 0574-25-3111	美濃加茂市、可児市、加茂郡（坂祝町、 富加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村）、可児郡（御嵩町）
東濃県事務所環境課 〒507-8708 多治見市上野町 5 - 6 8 - 1 東濃 西部総合庁舎内 TEL 0572-23-1111	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所環境課 〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那 総合庁舎内 TEL 0573-26-1111	中津川市、恵那市
飛騨県事務所環境課 〒506-8688 高山市上岡本町 7 - 4 6 8 飛騨総 合庁舎内 TEL 0577-33-1111	高山市、飛騨市、大野郡（白川村）、 下呂市

●提出先（岐阜市域分）

岐阜県庁環境生活部廃棄物対策課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-1111	岐阜市
--	-----

【記載例 1】
様式第 10 号（第 16 条関係）

アセスメント評価届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

届出者

住 所 岐阜県〇〇市〇〇町〇-〇

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

（法人にあっては名称及び代表者名）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第 27 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業場の概要

主たる営業所	名 称	〇〇株式会社〇〇支店
	所 在 地	〇〇市〇〇町〇-〇

2 工事の概要

工 事 名	〇〇ビル解体工事
場 所	〇〇市〇〇町〇-〇
期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発注者名	株式会社〇〇〇〇
請負区分	1 単独 2 共同企業体（ 、 、 ）
工事種別	建築物解体工事
概 要	〇〇ビル（鉄筋コンクリート 4 階建て 延べ床面積 1500 m ² ）を解体、撤去する。

3 評価結果 別紙のとおり

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL、FAX	TEL FAX

（用紙 日本工業規格 A4 縦型）

備考 評価結果については、知事が別に定める様式によること。

評価結果

1 発生量の予測結果

建設廃棄物の種類		事前予測値 (t)
汚 泥		
建設廃材	コンクリート塊	2,050
	アスファルト塊	
木 く ず		10
金 属 く ず		190
ガラスくず及び陶磁器くず		50
廃プラスチック類		20
紙 く ず		
織 維 く ず		
合 計		2,320

2 最終処分量及び最終処分率の予測結果

建設廃棄物の種類		最終処分量 (t)	最終処分率 (%)
汚 泥			
建設廃材	コンクリート塊	50	2.4
	アスファルト塊		
木 く ず		2	20.0
金 属 く ず		80	80.0
ガラスくず及び陶磁器くず		50	100.0
廃プラスチック類		1	5.0
紙 く ず			
織 維 く ず			
合 計		183	8.2

詳細は別紙「産業廃棄物処理計画」のとおり

3 発生抑制対策等

- 解体に伴うガラを、現場で鉄筋とコンクリート塊に徹底して分別し、売却できる鉄筋の量を通常より増やす。

産業廃棄物処理計画

(単位：t、%)

廃棄物の種類	発生量 A	有価物量 (売却量) B	自 社 処 理				委 託 処 理				合計最終 処分量 C 1 + C 2	最終処分率 $\frac{C 1 + C 2}{A - B}$	処理方法の概要
			処 理 量	減量化量	再利用量	最終処分量 (自社埋立) C 1	処 理 量	減量化量	再利用量	最終処分量 C 2			
汚 泥													
コンクリート塊	2050		2050		2000	50					50	2.4	破砕後、再利用。残さは自社処分場に埋立
アスファルト塊													
木くず	5						5	4	1	1		20.0	チップ化業者に委託。残さは埋立処分。
	5						5	4	1	1			焼却を業者に委託。残さは埋立処分。
金属くず	90	90									0	80.0	有価で売却。
	100						100	20	80	80			処理業者に委託。一部売却し残さは埋立処分
ガラス・陶磁器くず	50		50			50					50	100.0	破砕後、埋立処分
廃プラスチック類	20						20	19	1	1		5.0	焼却を業者に委託。残さは埋立処分。
紙くず													
合 計	2320	90	2100		2000	100	130	23	24	83	183	8.2	

工事实績

1 発生量の予測値及び実績

建設廃棄物の種類		事前予測値 (t)	実績 (t)
汚 泥			
建設廃材	コンクリート塊	2,050	2,100
	アスファルト塊		
木 く ず		10	12
金 属 く ず		190	190
ガラスくず及び陶磁器くず		50	60
廃プラスチック類		20	22
紙 く ず			
織 維 く ず			
合 計		2,320	2,384

2 最終処分量及び最終処分率の予測結果及び実績

建設廃棄物の種類	予測結果		実 績		
	最終処分量 t	最終処分率 %	最終処分量 t	最終処分率 %	
汚 泥					
建設廃材	コンクリート塊	50	2.4	100	4.8
	アスファルト塊				
木 く ず		2	20.0	2	16.7
金 属 く ず		80	80.0	100	83.3
ガラスくず及び陶磁器くず		50	100.0	60	100.0
廃プラスチック類		1	5.0	2	9.1
紙 く ず					
織 維 く ず					
合 計		183	8.2	264	11.4

詳細は別紙「産業廃棄物処理実績」のとおり

3 今後の課題等

産業廃棄物処理実績

(単位：t、%)

廃棄物の種類	発生量 A	有価物量 (売却量) B	自 社 処 理				委 託 処 理				合計最終 処分量 C 1 + C 2	最終処分率 $\frac{C 1 + C 2}{A - B}$	処理方法の概要
			処 理 量	減量化量	再利用量	最終処分量 (自社埋立) C 1	処 理 量	減量化量	再利用量	最終処分量 C 2			
汚 泥													
コンクリート塊	2 1 0 0		2 1 0 0		2 0 0 0	1 0 0				1 0 0		4 . 8	破砕後、再利用。残さは自社処分場に埋立
アスファルト塊													
木くず	6						6	5	1	1		1 6 . 7	チップ化業者に委託。残さは埋立処分。
	6						6	5	1	1			焼却を業者に委託。残さは埋立処分。
金属くず	7 0	7 0								0		8 3 . 3	有価で売却。
	1 2 0						1 2 0	2 0	1 0 0	1 0 0			処理業者に委託。一部売却し残さは埋立処分
ガラス・陶磁器くず	6 0		6 0			6 0				6 0		1 0 0 . 0	破砕後、埋立処分
廃プラスチック類	2 2						2 2	2 0	2	2		9 . 1	焼却を業者に委託。残さは埋立処分。
紙くず													
合 計	2 3 8 4	7 0	2 1 6 0		2 0 0 0	1 6 0	1 5 4	2 5	2 5	1 0 4	2 6 4	1 1 . 4	